

南海トラフ地震防災規程 作成の手引き

令和3年3月

豊橋市消防本部

目 次

1 はじめに

- (1) 南海トラフ地震とは
- (2) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法について

2 計画の一般的事項

- (1) 南海トラフ地震防災規程
- (2) 作成義務者
- (3) 作成期限
- (4) 変更した場合の措置
- (5) 東海地震防災応急計画（東海地震防災規程）について
- (6) 南海トラフ地震防災規程相互間の関係
- (7) 南海トラフ地震防災規程の形式
- (8) 提出書類の種類、部数等

3 計画等に定めるべき事項

4 計画等の作成の前提条件

5 対策計画（南海トラフ地震防災規程）の作成要領

6 問い合わせ

1 はじめに

(1) 南海トラフ地震とは

南海トラフ沿いの地域では、これまで 100 年から 150 年の間隔で大規模地震が繰り返し発生しており、前回は 1944 年に東南海地震が、1946 年に南海地震が発生している。今後 30 年以内に 70～80% の確率で大規模地震が発生するおそれがあるとされている。

南海トラフ地震は、時間差で発生する可能性があるという特徴があり、1707 年の宝永地震では東海・東南海・南海地震の領域が同時に地震を起こしたが、1854 年の安政東海・南海地震は 32 時間差、1944 年の昭和東南海地震と 1946 年の昭和南海地震は 2 年の差でそれぞれ発生した。

南海トラフ地震発生前に、必ずしも先行する異常気象が観測されるとは限らないため、その前兆現象を捉えることは困難であるものの、被害は極めて広域にわたり、中でも津波による被害は甚大である。

(2) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法について

南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成 25 年 11 月に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ地震特措法」という。）に改正され、同年 12 月に施行された。

これにより、法律の対象地震は東南海・南海地震から南海トラフ地震に改正され、南海トラフ沿いで発生する様々な地震を考慮して、地震防災対策を推進することとなった。

その後、南海トラフ地震特措法第 3 条の規定に基づき、愛知県においては名古屋市を始め 54 市町村が南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に指定され、南海トラフ地震特措法第 4 条の規定に基づき、南海トラフ地震の地震防災対策の推進に関する基本的方針を定めた南海トラフ地震防災対策推進基本計画（以下「推進基本計画」という。）が作成された。

この推進基本計画を基に、地方公共団体は、南海トラフ地震防災対策推進計画を、また、特定の民間事業者等は、南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成し、それぞれの立場で地震防災対策を推進することとなる。

2 一般的事項

(1) 南海トラフ地震防災規程

南海トラフ地震防災規程とは、南海トラフ地震特措法第8条の規程により、関係法令に基づく防災又は保安に関する計画又は規程（例えば、消防法に基づく消防計画又は予防規程等）に、対策計画（南海トラフ地震特措法第7条第1項の規定に基づき、津波に係る地震防災対策に関し作成を義務付けられた計画）に定める事項を定めた場合、当該事項について定めた部分をいうものである。

（2）作成義務者

指定された推進地域内の、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき愛知県知事が設定する津波浸水想定で、水深30cm以上の浸水が想定される区域において、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」（以下「南海トラフ地震施行令」という。）第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者（推進計画の作成義務者を除く。）が、対策計画又は南海トラフ地震防災規程（以下「計画等」という。）の作成義務者である。

水深30cm以上の浸水が想定される区域は、「ちずみる豊橋」で検索できます。
ちずみる豊橋 <https://www2.wagmap.jp/toyohashi-sp/TopPage/Index>

（3）作成期限

計画等の作成期限は、施設又は事業の開業前とする。（法第7条第1項）

（4）変更した場合の措置

施設の拡大、事業内容の変更等により内容を変更する必要がある場合は、それぞれの法令の規定により遅滞なく届け出ること。

（5）東海地震防災応急計画（東海地震防災規程）について

大規模地震対策特別措置法第7条第1項に基づく東海地震防災応急計画（東海地震防災規程）については、南海トラフ地震防災規程中に応急計画の内容を含む旨記載することで、当該応急計画を作成したこととすることができる。

（6）南海トラフ地震防災規程相互間の関係

ア 施設又は事業で複数の法令の適用を受けることにより、消防計画、予防規程等複数の計画又は規程の作成を義務づけられているものについては、施設又は事業を管理し、又は運営する者が、それぞれの計画又は規程において、南海トラフ地震防災規程を定める必要がある。

この場合、それぞれの計画又は規程相互間に矛盾や不統一が生じないように、一体性、整合性を保つため、共通する部分は同文で定めること。

イ 消防法第8条第1項の規程の適用をうける複合用途防火対象物に係る南海トラフ地震防災規程は、権限者ごとのもの（消防法施行規則第3条第6項）及び建物全体に関するもの（消防法施行規則第4条第4項）の両方を作成する必要がある。

（7）南海トラフ地震防災規程の形式

南海トラフ地震防災規程は、既存の計画又は規程にとけこむ形式又は別冊として作成する形式が考えられるが、届出等を要するのは南海トラフ地震防災規程の部分のみであるので、別冊として作成することが望ましい。

(8) 提出書類の種類、部数等

作成義務者は、南海トラフ地震防災規程の他に消防計画（危険物施設にあっては予防規程）を提出する必要がある。地震防災規程の変更であっても改めて消防計画を提出すること。

ア 消防計画の作成が必要な事業所

(ア) 消防計画中に南海トラフ地震防災規程の一部が含まれている場合。

消防計画作成（変更）届出書	2部	}	管轄の消防署（中消防署又は南消防署） へ提出
消防計画	2部		
南海トラフ地震防災規程	2部		
添付書類※1	2部		
南海トラフ地震防災規程送付書	1部	}	
南海トラフ地震防災規程の写し	1部		
添付書類※1	1部		

(イ) 消防計画とは別に南海トラフ地震防災規程を作成する場合。

消防計画作成（変更）届出書	2部	}	管轄の消防署（中消防署又は南消防署） へ提出
南海トラフ地震防災規程	2部		
添付書類※1	2部		
南海トラフ地震防災規程送付書	1部	}	
南海トラフ地震防災規程の写し	1部		
添付書類※1	1部		

イ 予防規程の作成が必要な危険物施設等

予防規程制定（変更）許可申請書	2部	}	消防本部予防課へ提出
予防規程	2部		
南海トラフ地震防災規程	2部		
添付書類	2部		
南海トラフ地震防災規程送付書	1部	}	
南海トラフ地震防災規程の写し	1部		
添付書類	1部		

※1 添付書類は、当該施設から浸水想定地域外の避難場所までの避難経路図のこと。

※各種様式は予防課または、中消防署のホームページからダウンロードできます。

予防課 <https://www.city.toyohashi.lg.jp/8876.htm>
 中消防署 <https://www.city.toyohashi.lg.jp/3192.htm>

3 計画等に定めるべき事項

計画等に定めるべき事項は、

- I 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項
- II 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項
- III 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- IV 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

とされているが、南海トラフ地震特措法の規定によりこれらの事項の基本となるべき事項は、推進基本計画で定められている。これを「計画等に明示すべき事項」と「計画等の作成に当たって留意すべき事項」に区分すると次のとおりとなる。

【対策計画の基本となるべき事項】

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
I 津波からの円滑な避難の確保に関する事項 第1 各計画において共通して定めるべき事項 1 津波に関する情報の伝達等	各計画主体の機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法	通常使用している情報伝達網が地震・津波の影響により寸断される可能性があること。
2 避難対策	避難場所、避難経路、その他円滑な避難の確保のために必要な対策等 円滑な避難のために必要な安全確保対策	津波警報等が発表されたとき又はそれらが発表される前であっても大きな揺れを感じたときの的確な避難のためのものであること。 安全確保対策の実施にあたっては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、安全な場所に避難することを原則とし、その後、情

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
		<p>報を把握し、津波到達まで時間的余裕がある場合に、避難に要する時間を十分確保した上で行うものであること。</p> <p>避難行動要支援者の避難支援、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導についても配慮すること。</p> <p>避難誘導に従事する者の安全な避難の確保についても定めること。</p>
<p>3 応急対策の実施要員の確保等</p>	<p>具体的な要員の確保 必要に応じ指揮機能を持った組織を設置する場合において、当該組織の内容等</p>	<p>1に定める伝達方法及び伝達手段の実態並びに所要要員の不時の欠員に備えた代替要員。</p>
<p>第2 個別の計画において定めるべき事項</p> <p>1 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設</p> <p>(1) 津波警報等の顧客等への伝達</p>	<p>その施設に出入りしている患者、観客、顧客、宿泊者その他不特定かつ多数の者（以下「顧客等」という。）に対し、津波警報等を伝達する方法</p> <p>施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等の発表が行われる前であっても直ちに避難</p>	<p>① 顧客等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な待避等の行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法の検討。</p> <p>② 顧客等が適切な退避行動をとり得るよう避難場所や避難経路、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するための十分な事前検討。</p>

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
<p>(2) 顧客等の待避及び避難のための措置</p> <p>(3) 施設の安全性を踏まえた措置</p>	<p>するよう顧客に対し伝達する方法</p> <p>顧客等の待避誘導方法及び待避誘導実施責任者</p>	<p>中・高層の建築物に存するまたは入居している施設について、高台等への避難に相当な時間を要する場合で、耐震性・耐浪性を有するなど安全性が確保されている場合においては、その地域に予想される津波の高さより高い床標高を有する階（原則として3階以上）を待避場所とすることができるものとする。</p>
<p>2 石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設</p>	<p>必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移替え作業等の停止、その他施設の損壊防止のため特に必要のある応急的保安措置の実施等に関する具体的な事項</p>	<p>応急的保安措置の実施にあたっては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、安全な場所に避難することを原則とし、その後、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕がある場合に、避難に要する時間を十分確保した上で行うものであること。</p> <p>当該施設の内外の状況を十分に勘案し、技術的に妥当と考えられるものであること。</p>
<p>3 学校関係・社会福祉施設</p>	<p>具体的な避難場所、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等</p>	<p>要配慮者の避難誘導について配慮すること。</p>
<p>4 工場等で勤務人員が千人以上のもの</p>	<p>当該工場に勤務し又は出入する者（以下「従業員等」という。）に対する津波警報等の伝達方法及び従業員等の避難のための具体的措置</p>	

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
<p>II 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>第1 各計画において共通して定める事項</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等</p>	<p>各計画主体の情報伝達の経路、体制及び方法</p>	<p>各計画主体は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行う。</p>
<p>○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>第1 各計画において共通して定める事項</p> <p>1 災害応急対策をとるべき期間等</p>	<p>後発地震に対して警戒する措置及び注意する措置をとるべき期間</p>	<p>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</p>

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
<p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等</p>	<p>各計画主体の機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法</p>	<p>勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。</p>
<p>3 工事中建築物等における安全確保上講ずべき措置</p>	<p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において講ずる道路管理上の措置</p> <p>災害対策本部に準じた組織の設置</p> <p>河川、海岸、港湾施設及び漁港施設については、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、それらの情報に応じた水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の、動物園等特殊施設について、後発地震の発生後の危険防止の措置</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所及び実施体制</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中</p>	<p>橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が時に高いと予想されるものに留意する。</p> <p>組織内容等必要な事項を定める。</p> <p>内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置を講ずる。</p> <p>橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意する。</p> <p>従業員の安全確保に配慮すること。</p>

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
	<p>の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置についての方針</p>	
<p>第2 個別の計画において定める事項</p> <p>1 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設</p>	<p>顧客等に対し、当該南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法</p> <p>当該施設が住民事前避難対象地域に指定された場合は、退避後の顧客等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者又は安全確保のための措置</p> <p>病院においては、患者等の保護等の方法</p>	<p>病院や百貨店等については、原則として営業を継続するものとする。その際、個々の施設が耐震性・耐浪性を有する等安全性に配慮する。</p> <p>個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮すること。</p>
<p>2 石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設</p>	<p>必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移し替え作業等の停止その他施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する事項</p> <p>施設内部における自衛消防等の体制として準備すべき措置の内容、救急要員、救急資機材の確保等救急体制として準備すべき措置の内容</p>	<p>定めるべき内容は、当該施設の内外の状況を十分に勘案し、関係法令等に基づき社会的に妥当性があるものであるとともに技術的に妥当といえるものとする。また、実際に動員できる要員体制を踏まえるとともに、作業員の安全確保を考慮した十分な実行可能性を有するものとする。</p> <p>必要がある場合には施設周辺地域の地域住民等に対して適切な避難等の行動をとる上で必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討する。</p>

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
<p>3 学校、社会福祉施設</p>	<p>幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法</p> <p>社会福祉施設においては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法</p> <p>避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等（学校、社会福祉施設が事前避難対象地域内にある場合）</p>	<p>学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意する。</p> <p>施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮してその内容を定める。</p> <p>要配慮者等の避難誘導について配慮する。</p>
<p>4 工場等で勤務人員が千人以上のもの</p>	<p>当該工場等に勤務し又は出入する者に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達方法及びこれらの者の安全確保のための措置</p>	<p>当該工場等の置かれている位置、周囲の状況、退避ルート等を勘案して防災要員を除く従業員等の工場からの退避、帰宅等の行動計画を明示する。</p>
<p>○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>第1 各計画において共通して定める事項</p> <p>1 災害応急対策をとるべき期間等</p>	<p>後発地震に対して注意する措置をとるべき期間</p>	<p>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変</p>

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
		化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達等	各計画主体の機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法 災害に関する会議に準じた組織の設置	勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。 組織内容等必要な事項を定める。
3 関係機関のとりべき措置	施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとし、その内容	
Ⅲ 防災訓練に関する事項	各計画主体は、南海トラフ地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとし、その実施内容、方法等	他の計画主体と共同して訓練を行うこと。 地域住民等の協力及びその参加を得ること。 防災関係機関の実施する防災訓練に努めて参加すること。 国、指定公共機関、地方公共団体との連携を図ることに努めること。 逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めること。
Ⅳ 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	各計画主体は、その従業員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、その実施内容、方法	この教育の内容には、少なくとも次の事項を含むものとする。 (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容 (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 (3) 地震及び津波に関する一般的な知識

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
	<p>顧客等に対する広報の実施方法及びその内容</p>	<p>(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識</p> <p>(5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割</p> <p>(6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</p> <p>(7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題</p> <p>この広報の内容には、顧客等が津波からの避難をはじめとしての確かな判断に基づいた行動ができるよう、少なくとも次の事項を含むものとする。</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容</p> <p>(2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に、出火防止、顧客同士協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識</p> <p>(3) 正確な情報入手の方法</p> <p>(4) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等</p>

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
		の内容 (5) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識 (6) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

計画等を作成する場合は、震災予防対策及び地震時の災害応急対策相互間の連続性、整合性を保つよう十分注意する必要がある。

なお、南海トラフ地震防災規程については、関係法令において定めるべき事項を規定しているため、作成に当たっては、関係法令、通達等を参照する必要がある。

また、計画内容については、基本計画を基本として作成することになるが、この場合、施設又は事業の特性、立地条件、規模等を勘案して作成する必要がある。

4 計画等の作成の前提条件

計画等の作成にあたっては、施設又は事業所が所在する地域について、愛知県が作成している科学的に想定し得る最大規模の地震・津波による津波浸水想定（浸水域、浸水深、到達時間等）を前提に、施設又は事業所にとって最も厳しい条件を想定し、これまでの地震・津波対策の延長では十分な対応が困難となる場合があることも考慮し、検討する必要がある。

なお、計画等の作成にあたっては、以下の点に留意されたい。

- (1) 施設又は事業所が所在する地域における津波の浸水想定では、津波の浸水深は30センチメートル以上であるが、浸水深が30センチメートル以上に達すると、津波に巻き込まれた人は避難行動がとれない（動けない）状況となること。
- (2) 津波の到達時間が極めて短い地域が存在し、素早い避難の確保が重要であること。

「理論上最大モデル」

- ・津波（高さ30cm）の到達について、太平洋側は最短4分、三河湾側は最短77分。
- ・最大津波高について、太平洋側19.0m、三河湾側2.9m

- (3) 広範囲にわたり強い揺れ（震度6弱以上）が想定されているが、震度6弱とは、耐震性の低い住宅では倒壊するもの、耐震性の高い住宅でも壁や柱が破損するものがある揺れ方であり、また、多くの人が立っていることができない程度の揺れ方であること。

5 南海トラフ地震防災規程の作成要領

(1) 防災体制の確立

営業者及び従業員の職務分担並びに指揮命令系統について定めること。

(2) 情報の収集・伝達

営業者又は従業員の地震発生直後の対応として、施設内の顧客、観客又は宿泊者等（以下「顧客等」という。）及び全従業員に対し、地震及び津波に関する事項並びに津波からの避難に関する措置等を直ちに伝達する方法について定めること。

(3) 避難

ア 避難場所及び避難経路を示す図面等の施設内への常時掲示、地震が発生した場合の顧客等に対する避難場所等への避難誘導方法等について定めること。

なお、避難場所・避難経路の選定にあたっては、津波の浸水が予測される区域は必ず避けるなど慎重に行うこと。

イ 顧客等の避難誘導後における営業者及び従業員の避難場所への避難について定めること。

ウ 観客の避難誘導に関し、従業員は速やかに配置につくよう定めること。

(4) 時間差発生等における避難

南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項について定めること。

(5) 訓練

ア 営業者又は防火管理者が従業員を対象に実施する津波避難訓練の実施回数及び他の機関等が実施する地震防災訓練への従業員の参加について定めること。

なお、訓練に際しては、避難経路が通行不能の場合等様々な状況を想定した実効性のある訓練に努めること。

イ ビルの地階又は上層階にあり直接地上への出口をもたない施設にあつては、訓練の内容として建物からの避難についても定めること。

(6) 教育及び広報

ア 営業者又は防火管理者が従業員を対象に実施する地震防災に関する教育及び広報の内容並びに他の機関等が実施する地震防災に関する知識の高揚を図るための講習会等への従業員の参加について定めること。

なお、教育及び広報の内容には、少なくとも次の事項を含めること。

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容

(イ) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

- (ウ) 地震及び津波に関する一般的な知識
 - (エ) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
 - (オ) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割
 - (カ) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - (キ) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- イ 顧客等が津波からの避難をはじめ的確な判断に基づいた行動ができるよう、営業者又は従業員が行う広報の実施方法及びその内容について定めること。
- なお、広報の内容には、少なくとも次の事項を含めること。
- (ア) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
 - (イ) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に、出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - (ウ) 正確な情報入手の方法
 - (エ) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - (オ) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - (カ) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

6 問い合わせ

作成にあたっての各種問い合わせ先は、以下のとおり。

南海トラフ地震全般に関する事	防災危機管理課	51-3116
南海トラフ地震防災規程作成に関する事 消防計画に関する事	中消防署予防担当	52-0119
	南消防署予防担当	46-0119
危険物施設における南海トラフ地震作成に関する事 予防規程に関する事	予防課	51-3120
事業継続計画（BCP）に関する事	産業政策課	51-2640